

文献紹介

マーサ・A・ファインマン（著）・穂田信子・速水葉子（訳）

ケアの絆

—自律神話を超えて—

2009年, 岩波書店, ISBN978-4-00-022775-9, 3,800円+税

久保田 裕 之

本書は、1995年に刊行され同共訳者によって日本語に翻訳された『家族、積みすぎた方舟：ポスト平等主義のフェミニズム法理論』（2003年，学陽書房）の続編となる論考である。

本書はまず、アメリカの「自律」神話が、依存を家族の中に隠蔽してきたと分析する。子ども期や高齢期に他人に依存しなければ生きられないという人間の生物学的条件を考えれば、このような「避けられない依存」をケアすることは社会全体が負った債務である。にもかかわらず、現代社会は「避けられない依存」を、婚姻家族に無償で担わせる結果、依存をケアする人々（主に女性）を不利な状況へと追いやってきた（第I部）。しかし、親密な関係をめぐる人々の行動と婚姻の意味づけが変化するなか、婚姻とケアを結びつけて援助の対象とすることは、もはや非現実的である（第II部）。他方で、職場や政治など公的領域を想定してきた従来のフェミニズムの平等論は、非対称で依存的なケア関係を取り扱うのに十分でない、ファインマンは断じる（第III部）。さらに、グローバリゼーションや不安定雇用の増大といった家族を取り巻く社会的条件が変化するなか、依存のケアを公正に分担するために、国家・市場・家族の間で新たな関係を結び直す必要があると論じる（第IV部）。

前作に引き続き、ファインマンは、これまで国家から優遇されてきた「家族」が、婚姻など「性の絆」を基軸とし続けることのアナクロニズムを批判し、代わりに、ケアし/ケアされるものの関係としての「ケアの絆」こそを、保護とプライバシーの対象とすべきと主張する。「もし私たちが依存に取り組み、家族への社会的・経済的扶助を

使ってケアを確実なものにしようと望むならば、どうしていっそケアの担い手と依存者との直接的な関係に着目しないのだろうか」（p. 99）と、ファインマンは問いかける。

前作と比べると、提言としての「法的婚姻の廃止」は後景に退き、代わりに保護の対象とされた「母子対」という戦略的メタファーは「家族」という語に置き換えられ、むしろ家族・国家・市場によるケアのコストのマクロな再編成に重心が置かれていることから、全体として穏健な議論になった印象は否めない。しかし、法的権利や社会的承認を求める要求に応じて家族を単に拡張するのではなく、私的とされてきた家族の最奥から、依存のケアという極めて公共的な人間の条件を議論のテーブルに引きずり出す点で、フェミニスト法学者ファインマンの議論はなお際立っている。そもそも家族はなぜ保護に値したのかと問うことで、家族概念そのものの再構築を試み、これまで家族に期待されていた「機能」を、これまでの家族の境界を越えて議論する視点は、家族社会学研究に対して重要な示唆を与えるものだろう。

たしかに本書は、特殊アメリカ的な状況を下地にした議論である。しかし、法律婚を維持しながらも「ケアの絆」への法的・経済的保護をかなり達成してきた北欧などEU諸国との対比でみるならば、政府に頼らず自律的にケアを担う家族が前提されているという点で、むしろ日本とアメリカにおける状況の近さに留意すべきだろう。

最後に一点だけ批判を試みるならば、本書における「ケア」概念が、実質的には子育てケアを想定している点は、議論の射程を曖昧にしているのではないだろうか。この点、高齢者介護の問題を重点的に主題化してきた日本のケア論との接合が期待される。